

# 自転車だって加害者になることがあります

自転車を通勤、通学に使う人、スポーツ用自転車のブームなどによる自転車の事故による高額な賠償の報道で自転車の保険について問い合わせが増えてきました。しかし損保会社では現在自転車保険を扱っているところがなくなってしまいました。賠償だけでも保険があると安心ですよね？

「個人賠償保険」という保険があります。以前からこの保険は単独でありましたが、日常生活における賠償が生じたときに、広い範囲で使える保険で加入しておくとても安心です。

- ・マンションで洗濯機の排水ホースが外れて階下に水漏れをした。
- ・飼い犬が散歩中に通りがかった人に噛みついてケガをさせた。
- ・買い物に行った際誤って商品を落として壊してしまった。
- ・子供がおもちゃのバットを振り回して誤って友達をケガさせた。
- ・**自転車**で駅に向かう途中人にぶつかってケガをさせた。止まっていたクルマにこすってボディにキズつけた。
- ・スキーをしていて人にケガをさせた。
- ・立食パーティでトレーにのっていた食事を落として人のドレスを汚してしまった。
- ・子供がキャッチボールをしていて人の家の窓ガラスを割ってしまった。

日常生活で、よくありそうなことですよね？こんなときに通常最高 億円まで (または無制限) の賠償に対応でき保険料は年間で約 2,000円。家族全員に適用されます。

最近では、自動車保険、火災保険、傷害保険などに特約として付帯される場合が多く、自分で知らないうちに加入していたという場合もありますので、確認しておくといいと思います。

新たに加入しようとされる方は自動車の任意保険に特約としてつけるのがお勧めです。

なぜ？かという単独の個人賠償保険には保険会社による示談交渉が付いていませんが、自動車保険に特約として付帯させることにより事故が起きたときに加入している保険会社が示談交渉をしてくれます。

事故が起きた場合に自分で被害者と賠償金額や過失の割合などを決めることは困難で、相手によっては言いなりになってしまい、いざ保険で出してもらおうと思っても「保険で出るのはここまでです」ということになりまして保険会社を間に挟むことによる精神的な負担からも回避できます。また、ご近所さんの自動車に自転車で傷つけてしまったなんて場合でも「保険で直せるなら」とお互い嫌な思いをしなくてすむ場合もあります。自分の加入している自動車保険代理店に聞いてみてください。

せっかく加入していても保険のことを覚えていないと使わないまま終わってしまいますので、確認しておきましょう。借り物をこわした、故意などの対象にならない場合もありますので、ご注意ください。

## 「自転車あんしん保険 ちゃりぼ」のご案内

現在、個人賠償保険は特約としてしか扱っていない場合が多いので本体の保険が何もないとは加入できません。また、個人賠償保険は相手に対する賠償のみですから、自分のケガなどは担保されません。

そこで、個人賠償 1000万円 入院日額 6,000円 死亡・特定重度傷害 300万円 で掛け金月額 260円 年額 2900円の簡単な「ちゃりぼ」という保険があります。

<https://app.charipo.net/t/420/23-00038/> このアドレスまたは当店のホームページより「ちゃりぼ」のイラストをクリックして加入ページにいくと当店の窓口に参加できます。万が一の時は当店にご相談ください。